

# 平成19年度 【中国地区】錬士臨時中央審査実施要項

- 1.期 日 平成19年6月24日(日) 9:00(会場開館8:00)
- 2.会 場 『山口県弓道場』……山口県山口市吉敷3995-1 TEL 083-928-2465  
(道順) JR山口線「湯田温泉駅」下車,タクシーで約10分
- 3.審査種別 錬 士
- 4.受審資格 国際弓道連盟加盟団体の会員であり,平成18年6月24日までの五段受有者
- 5.審査方法 行射,面接及び学科試験の総合成績により合否を決定する。  
(1)行 射: 第一次審査の通過者について,第二次審査を行う。  
(2)面 接: 行射の第一次審査の通過者について人物,見識及び指導力を査定する。  
(3)学 科: 学科(筆記)試験を行う。
- 6.受審の申込について  
(1)方 法: 所定の用紙により審査料を添えて,所属地連へ申請すること。  
(2)締切日: 平成19年5月22日(火) 締切厳守 **県連締切 05月08日(火)**  
(3)申込先: 〒150-8050東京都渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館内  
(財)全日本弓道連盟 「中国地区錬士臨時審査係」宛  
TEL 03-3481-2387(代)  
FAX 03-3481-2398
- 7.注意事項  
(1)申込書の申請には,所属地連の締切日に十分留意すること。  
(2)申込書は,必要事項を楷書で判りやすく,明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること(全弓連会員のみのID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は,下部空欄に記入すること)。  
(3)申込書に虚偽の記載があった場合は,審査の結果が無効となることもある。  
(4)受審者は,開始時刻までに会場へ集合すること。  
(5)受審者は,全員和服を着用し,必ず本連盟会員章をつけること。  
(6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は,棄権したものとみなす。  
(7)立射で受審する際は,審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして,その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し,地連会長の認証を受けて申し込むこと。
- 8.その他 審査申込書に記載される個人情報の利用目的について  
審査申込書の提出により,以後の関係資料について下記取り扱いの旨,承諾を得たものとする。  
(1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名,所属地連,年齢,既得の称号及び授与年月,既得の段位及び認許年月,その他特記事項)  
(2)立順表への記載(氏名,所属地連)  
(3)審査結果報告として,加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名,所属地連,既得の称号または段位)  
(4)上記に関して,同意を得られない場合には,本人の要求に基づき,公開の停止を要求することができる。

平成19年4月

主 催 財団法人全日本弓道連盟  
主 管 山 口 県 弓 道 連 盟